

## 災害時における賃貸型応急住宅の提供にご協力ください

協会が三重県と締結した「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、大規模災害時に賃貸型応急住宅の提供にご協力いただける「協力会員」を募集しています。

三重県は災害救助法に基づき、災害により住宅が全壊等の被害を受けた被災者に民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供します。

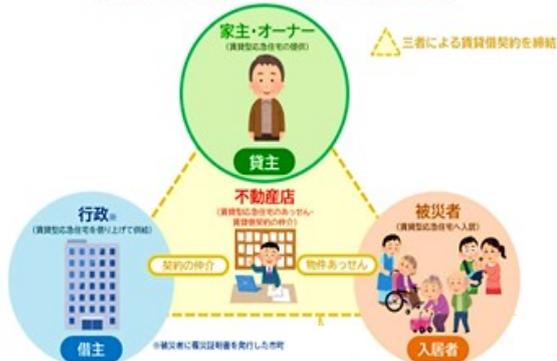
災害時における賃貸型応急住宅の仲介等にご協力くださいますようお願い申し上げます。

仲介手数料は、1物件当たり賃料の0.5ヶ月分に消費税等相当額を加えた額を上限として県から支払われます。

- ◎ 協力会員のご登録は、別紙(ファイル添付)に記入捺印のうえ、7月30日までに協会まで FAX又はメールをお願いいたします。

### 賃貸型応急住宅制度の概要

家主(貸主)・行政(借主)・被災者(入居者)の三者で賃貸借契約(三者契約)を締結します(入居期間が最長2年間の定期建物賃貸借契約です)



## 犯罪収益移転防止法の厳正なる遵守について

この度、国土交通省より、宅地建物取引業者におけるマネー・ローンダリング等対策をより一層強化していくにあたり、犯罪収益移転防止法に基づく「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」など宅地建物取引業者としての義務の着実な履行を求めめる旨等の通知がありました。

宅地建物取引業者は、犯罪移転防止法において、特定取引(宅地・建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介)を行う際には、取引の相手方に対し、取引時確認の実施、確認記録の作成・保存、取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出についての義務が課されており、これらの義務について、着実に履行することが求められています。

- ① 顧客の本人確認、疑わしい取引の届出など、犯罪収益移転防止法上の義務の履行徹底  
(不動産業反社データベースによる反社チェックの徹底を含む)
- ② 統括管理士の選任、使用人に対する研修の実施など、各社における体制整備  
(「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング対応等のガイドライン」の遵守)

研修の実施や日常における本人確認等の業務の遂行にあたっては、「犯罪収益移転防止のためのハンドブック」や「確認記録(ひな形)」等の各種ツール、教育動画「犯罪収益移転防止法に基づく本人確認手続き、疑わしい取引の届出に関する基礎講座」などを十分に活用してください。

※ 詳しくは、(公財)不動産流通推進センターのHPをご覧ください。

→ <https://www.retpc.jp/shien/maneron/>

※ 本人確認書類(個人、記録用・犯罪収益移転防止法6条にいう「確認記録」保存年限7年)等については、協会HP不動産契約書式集からダウンロードできます。(本人確認 311-1~311-5、ハンドブック等 312-1~312-4)

## 不動産コンサルティング技能試験 《(公財)不動産流通推進センター》

コンサルティングのニーズが急増中！空き家問題、相続対策、遊休不動産の利活用・・・不動産コンサルティングをあなたのビジネスに活用しませんか。

- 試験実施日 令和7年11月9日(日) 択一式試験(午前)・記述式試験(午後)
- 試験地 名古屋・東京・大阪・静岡ほか
- 申込受付 令和7年7月16日(水)～9月17日(水)
- 受験料 31,500円(税込)
- 受験資格 宅地建物取引士登録者、不動産鑑定士登録者、一級建築士登録者
- 申込方法 (公財)不動産流通推進センターのWEBサイトからお申込みください。

<https://www.retpc-consul.jp/myp/MskTop.do>

「全日三重」は当県本部HPにも掲載していますのでご覧ください。